

「広報かすかべ」 広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日部市（以下「市」という。）が自主財源の確保のため、春日部市
広告掲載要綱（平成30年9月26日制定。）により、市が発行する広報紙「広報かすか
べ」（以下「広報」という。）に募集した広告（以下「広告」という。）を有料で掲載す
ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の広告は、市以外のものが市との契約により応分の対価を支払い掲載するものとする。

(広告の掲載要件)

第2条 広告は、社会通念上市民の理解を得られるものとし、かつ、市民に不利益を及ぼさ
ないものとする。

2 広告は、概ね次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 広報の公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内及び周辺地域の商工業の発展に資するものであること。
- (3) 市外への転居を促すおそれのないものであること
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るものでないこと。
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
- (6) 個人の氏名広告を内容とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第
2条に掲げる営業に該当するものでないこと。
- (9) 誇大表示、不当表示のおそれのあるものでないこと。
- (10) 表現方法等が不適切なものでないこと。
- (11) その他市が広告掲載として妥当であると認めるものであること。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市民の日常生活に關連する公共的性格を有する私企業等のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) 市民の日常生活に關連する公共的性格を有する私企業等のうち、市外に事業所等を有

するもの

(5) 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で市外に事業所等を有するもの

(6) 前各号に該当しないもの

(広告取扱業者等との広告掲載契約)

第4条 市は、この基準、別に定める仕様書等により、広告取扱業者等に市が指定する広告枠を有料で提供し、広告の募集、広告の作成等を行わせる契約を締結することができる。

(広告の承認)

第5条 前条により契約を締結した広告取扱業者等は、掲載しようとする広告についてあらかじめ市の承認を得なければならない。

(広告の仕様、規格、掲載手続き等)

第6条 広告の仕様、規格、掲載手続き等は、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月26日から施行する。